

## 「動物の愛護及び管理に関する法律」の制定と改正の経緯

京都府立医科大学

喜多正和

「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）は昭和48年（1973年）に議員立法により制定された法律であり、その目的は「動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ること」である。その後、平成11年（1999年）に「動物の保護及び管理に関する法律」から、現在の「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称が変更され、平成17年（2005年）に動物取扱業を登録制、特定動物を許可制にするとともに、実験動物の配慮（3Rの原則）が明文化された。また、平成24年（2012年）の一部改正においては、法目的に「人と動物の共生」が追記され、基本原則に動物福祉の「5つの自由」の概念が追加された。この改正においては、3Rの原則が記載されている第41条（動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等）の改正はなかったものの、衆議院参議院環境委員会附帯決議として「七、実験動物の取扱いに係る法制度の検討に関しては、関係者による自主管理の取組及び関係府省による実態把握の取組を踏まえつつ、国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報の収集に努めること。また、関係府省との連携をはかりつつ、3Rの実効性の強化等により、実験動物の福祉の実現に努めること。」が加えられた。また、令和元年（2019年）の今回の改正においては、第41条の本則の改正はなかったが、附則の検討事項として「第8条 国は、動物を取り扱う学校、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する動物を取り扱う者等による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者（第一条による改正後の法第十条第一項に規定する第一種動物取扱業者及び第一条による改正後の法第二十四条の二に規定する第二種動物取扱業者をいう。第三項において同じ。）に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養又は保管のための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」及び「第9条3 国は、動物が科学上の利用に供される場合における動物を供する方法に代わり得るものを利用すること（代替法の利用 Replacement）、その利用に供される動物の数を少なくすること（使用数の削減 Reduction）等による動物の適切な利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」が加えられた。

本講演では、動物愛護管理法の制定の経緯とその後の改正の経緯について解説する。